

定額減税を補足する給付金(不足額給付金)のご案内

本通知は、令和6年1月2日～令和7年1月1日に世田谷区に転入した方等のうち、給付金の対象となる可能性のある方へお送りしております。

※既にお申し出いただいた方にもお送りしている場合があります。行き違いの場合はご容赦ください。

令和7年1月1日時点で世田谷区在住者のうち、
以下に該当する方はお申し出が必要です。

＼**申出期限**／
令和7年10月31日(金)

令和6年1月2日～令和7年1月1日に世田谷区に転入した方で、
当初調整給付金※の支給額に不足が生じた方または新たに不足が生じる方

【対象となる事例】

- ✓「令和5年分所得税」より「令和6年分所得税」が少なかった(所得の減少、医療費控除の増、住宅ローン控除の適用等)
- ✓令和6年中に扶養を追加した(こどもの出生、結婚等)
- ✓「令和5年分所得」がないため未申告だったが、就職等により「令和6年分所得」が発生した
- ✓令和5年分の所得について修正申告を行い住民税所得割額が減少した
- ✓令和6年中に入国した

※当初調整給付金とは

令和6年分所得税の確定を待たずに、令和5年分所得を基に定額減税しきれないと見込まれる額を推計し、令和6年1月1日に居住していた自治体が、令和6年夏ごろに支給を行った給付金です。

令和7年10月31日(金)までに
お申し出が必要です。
制度の詳細は、区ホームページへ！

For more detailed information about
this benefit, please check our website.



区ホームページ



必ずお申し出ください！

《申し出方法》

①区ホームページのフォームにて

「不足額給付金 申請書発行依頼フォーム」
からお申し出できます。
<https://logoform.jp/f/uLAeJ>

※制度については上部の二次元コード
からご確認ください。



申請書発行依頼
フォーム

②コールセンターへのお電話にて

「不足額給付 1 の申し出」とお伝えください。

世田谷区不足額給付金コールセンター
平日 午前8時30分～午後8時
☎ 0120-302-246
Foreign Language ☎ 0120-220-867

裏面もご確認ください！

よくある問い合わせ

Q1. 申し出（申請書発行依頼）をした後、どのような手続きになりますか？

以下の流れで手続きをお願いします。



Q2. 不足額給付金の支給額はどのように算定されますか？

以下の算定式で算定します。

税 情 報	令和6年分所得税	定額減税可能額 (3万円×減税対象人数 [注1])	令和6年分所得税額 [注2]	①所得税分の 控除不足額 (0より小さい場合は0)
	<input type="text"/> 円	—	<input type="text"/> 円	= <input type="text"/> 円
不 足 額 給 付 金	令和6年度住民税所得割	定額減税可能額 (1万円×減税対象人数 [注1])	令和6年度 住民税所得割額 [注3]	②住民税所得割分の 控除不足額 (0より小さい場合は0)
	<input type="text"/> 円	—	<input type="text"/> 円	= <input type="text"/> 円
不足額給付金の算出式				
① 所得税分の控除不足額		+	② 住民税所得割分の控除不足額	
= <input type="text"/> 円			= <input type="text"/> 円	
③ 控除不足額合計 (①+②)			④ 令和7年の所要額 左記③を1万円単位に切り上げ	
= <input type="text"/> 円			= <input type="text"/> 円	
④ 令和7年の所要額		—	当初調整給付金額 [注4]	不足額給付金の支給額
<input type="text"/> 円		—	<input type="text"/> 円	= <input type="text"/> 円

【注1】 減税対象人数

納税義務者本人、同一生計配偶者、扶養親族（16歳未満扶養親族を含む）

※国外居住の同一生計配偶者、扶養親族は除きます。

※扶養親族等の判定日 所得税：令和6年12月31日の現況、住民税：令和5年12月31日の現況

【注2】 令和6年分所得税額

令和7年6月13日時点で区が把握する令和7年度住民税課税資料（所得金額や人的控除等の情報）を基に算出した税額です。

【注3】 令和6年度住民税所得割額

区が令和6年度住民税課税自治体から取得した税額です。

【注4】 当初調整給付金額

受給の有無にかかわらず、支給対象となった金額を算定に用います。

Q3. この通知が届いた人は、不足額給付金がもらえるのですか？

この通知は、区が取得したデータで確認の結果、Q2.の算定式図の「④令和7年の所要額」（定額減税しきれない額）が発生した方にお送りしています。「当初調整給付金額」を差し引いたうえで不足額給付金の支給額が決まるため、必ず不足額給付金がもらえるわけではありません。

表面に記載の【対象となる事例】に該当する方は、不足額給付金の支給対象となる可能性があります。表面の「申し出方法」にてお早めにお申し出ください。（申出期限：令和7年10月31日）

※ご不明な点がございましたら、不足額給付金コールセンター（0120-302-246）までお問い合わせください。

Q4. 不足額給付金の受給にあたり、準備する書類はありますか？

当初調整給付金の対象だった方は、支給決定通知など、支給額がわかるものが必要です。（対象外の方は不要）お申し出いただいたあとの申請の際に必要ですので、あらかじめご準備ください。

※当初調整給付金の対象だったか否かの確認・「支給のお知らせ」「支給決定通知」の再発行等については、令和6年1月1日時点で居住していた自治体へお問い合わせください。